

北海道入札監視委員会の運営に関する事務処理要領（改正案）

第1 趣旨

この要領は、北海道入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第2に掲げる所掌事務の処理に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 部長等 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第2条第1号に規定する者をいう。
- (2) 部局長 財務規則第2条第4号に規定する者をいう。

第3 対象工事等

要綱第2に定める「北海道が発注した工事等」とは、財務規則第2条第3号に規定する本庁及び別表第1に掲げる部局並びに企業局において所管する1件の予定価格が250万円を超える建設工事（造林を除く。）及び1件の予定価格が100万円を超える工事に係る設計、測量、地質調査等の委託業務（以下「工事等」という。）とする。ただし、道の行為を秘密にする必要があるものは除くものとする。

第4 入札監視委員会への報告

- 1 要綱第2第1号に掲げる「入札・契約手続の運用状況等の報告」は、「発注一覧」（別記第1号様式（工事）、別記第2号様式（委託））及び「総括表」（別記第3号様式（工事）、別記第4号様式（委託））により行うものとする。
- 2 部長等（教育長及び警察本部長を含む。以下、本項において同じ。）及び部局長（支庁長、教育長及び警察本部長を除く。以下、本項において同じ。）は、前項の報告を、次に掲げる報告対象期間に応じ、提出期限までに総務部長に行うものとし、部局長にあっては、関係の部長等を経由して行うものとする。ただし、入札契約総合管理システムにおいて入札契約データとして管理している工事等については、関係の部長等が当該所管分を取りまとめて総務部長に提出するものとする。

報告対象期間	関係の部長等への提出期限	総務部長への提出期限
1月～3月入札執行分	4月末日	5月10日
4月～6月入札執行分	7月末日	8月10日
7月～9月入札執行分	10月末日	11月10日
10月～12月入札執行分	1月末日	2月10日

注1 報告対象期間に入札又は見積合わせを執行したものを対象とし、契約締結が未了のものも含む。

なお、入札の結果、随意契約に移行したものも含み、入札不調となったものを除く。

2 提出期限が閉庁日の場合は、翌開庁日をもって提出期限とする。

- 3 支庁長及び企業局長にあっては、当該所管分（支庁長にあっては、前項ただし書きの工事等を除く。）を前項の提出期限までに総務部長に提出するものとする。

- 4 総務部長は、前2項により提出された報告書を取りまとめの上、入札監視委員会に報告するものとする。

第5 審議案件の抽出

要綱第2第2号に定める「抽出」は、第4に基づく報告の中から、入札監視委員会が無作為に抽出するものとする。この場合において、案件の抽出に当たっては、あらかじめ入札監視委員会において指名された委員がこの事務を行うことができるものとする。

第6 審議案件に係る審査資料の提出

第5により審議案件が抽出されたときは、総務部長は、当該審議案件を所管する部長等、部局長又は企業局長に対し、当該審議案件に係る次に掲げる資料を提出させるものとする。

- (1) 入札及び契約状況表（工事等に係る入札及び契約の状況等に関する事項の公表について（平成13年3月29日付け建情第2328号）別記様式）又はこれに類する資料
- (2) 入札参加者指名選考過程等一覧表（『『入札参加者指名選考委員会規程（準則）の制定について』の一部改正について』（平成12年5月1日付け局總第90号）別添書式例）又はこれに類する資料
- (3) 一般競争入札、公募型指名競争入札等にあっては、公告等及び技術審査会等の資料
- (4) その他入札監視委員会が必要と認めた資料

第7 抽出案件の審議

- 1 入札監視委員会は、抽出した案件について、当該案件が一般競争入札、公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札の場合にあっては、参加資格の設定理由、経緯等について、通常の指名競争入札の場合にあっては、指名の理由、経緯等について、随意契約の場合にあっては、契約の相手方の選定理由、経緯等について審議するものとする。
- 2 入札監視委員会は、審議に当たり、原則として当該案件を所管する本庁、部局又は企業局の職員を立会させるものとする。

第8 現地調査

入札監視委員会は、必要に応じ、現地での調査を行うことができる。この場合において、抽出した案件以外の案件についても調査することができるものとする。

第9 意見の具申又は勧告

入札監視委員会は、第7の審議又は第8の現地調査の結果、道の入札・契約手続の運用状況等について、適切を欠くなど是正すべきものがあると判断したときは、知事に対し、意見の具申又は勧告を行うものとする。

第10 再苦情の処理

- 1 要綱第2第4号の「再苦情の審議」に当たり、再苦情の申立てができる者及び申立てができる範囲並びに再苦情の申立ての手続にあっては、工事等における入札・契約の過程における苦情処理要綱（平成14年8月19日付け建情第347号）第5及び第6の定めによるものとする。
- 2 要綱第2第5号の「再苦情の審議」に当たり、再苦情の申立てができる者及び再苦情の申立ての手続きにあっては、工事等に係る指名停止等における苦情処理要領（平成19年1月25日付け建情第1101号）第4の定めによるものとする。
- 3 再苦情の審議に当たり、入札監視委員会は必要な都度開催する。

第11 談合情報の審議等について

要綱第2第6号の談合情報の審議等については、次により行う。

- 1 談合情報対応手続第1の1の(8)に定める談合情報に係る審議を行う。
- 2 上記のほか、入札監視委員会が必要と認める場合において、談合情報対応等に関する審議を行うことができるものとする。

第12 内部通報への対応

要綱第2第7号に掲げる「公共調達に係る通報」に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要領は、平成15年6月2日から施行する。

附則

この要領は、平成19年8月30日から施行する。

附則

この要領は、平成 年 月 日から施行する。

